

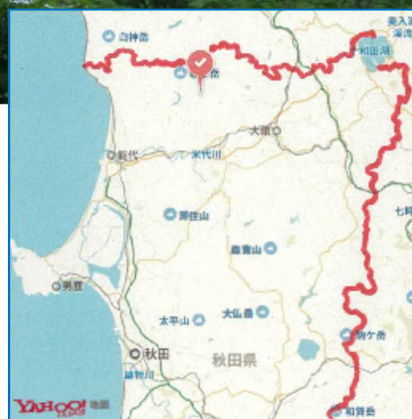
農林水産省 東北農政局 秋田県拠点

**秋田ニュース**Stationed at Akita Prefecture Area,  
Tohoku Regional Agricultural Administration Office**棚田を核とした地域振興をしませんか**

【写真】藤里町横倉地域の棚田

令和3年2月25日、藤里町（横倉の棚田）が棚田地域振興法に基づき秋田県内第1号の「指定棚田地域」として国から指定を受けました。

本号では同地区等の取組事例と棚田地域振興法についてご紹介します。



横倉地区にある棚田オーナー田の看板

**優遇措置活用におけて**

同地域は、水田農家のほかにわさび生産組織や水利組合がメンバーになって、中山間地域等直接支払制度の集落協定を結んでおり、みんなで棚田の草刈りや水路の管理を行っています。

今後、指定棚田地域に指定されたことによる優遇措置「棚田地域振興活動加算」の活用を視野に入れて活動することにしています。

**後継者確保が最大の課題  
人材不足や経費捻出も**

横倉の棚田は、白神山地世界遺産センター（藤里館）から10kmほど北の山の中腹に位置し、急傾斜で狭いため、農業生産活動を行うには非常に不利な場所ですが、地元の方々の努力によって耕作が続けられてきました。しかし、人口の減少や高齢化による担い手不

足によって耕作放棄が進みつつあり、後継者の確保が最大の課題となっています。

また、農作業体験イベントを実施する人材不足や経費捻出等の課題もあります。

**オーナー制度で  
棚田の魅力発信**

同地域では、自然とのふれ合いや体験・出会いを学ぶ「白神ぶなっこ教室」を開催しています。

その一環として、棚田の一部を活用して「棚田オーナー制度」を実施し、棚田の魅力を発信しています。毎年、棚田オーナー等と協働農作業体験イベントなどが開催され、様々な人達との交流を行ってきました。

コロナ禍で今年の田植えイベントは中止となりましたが、夏の棚田ツアーと秋の収穫イベントは是非行ないたいと準備しています。

**指定棚田地域とは**

指定棚田地域とは、昭和25年2月1日時点の市町村の区域で、勾配が20分の1以上の棚田が1ha以上ある地域の中から、地元の意向等を勘案して都道府県が申請し、国が基準に照らして指定します。棚田についてご関心がある方は、秋田県または、秋田県拠点にご相談ください。

# 秋田県内の魅力ある棚田

秋田県には指定棚田地域となった旧藤琴村（横倉の棚田）の他にも、秋田県が認定した「守りたい秋田の里地里山50」に選定されている魅力的な棚田があり、北秋田市の阿仁戸鳥内地域や、男鹿市の安全寺地域もそのひとつです。

## 【北秋田市阿仁戸鳥内地域】



標高300～350mの高地で、約10a毎に基盤整備され、手入れの行き届いた約23haの水田はまさに「天空の棚田」です。田植え作業が完了した6月初旬、早苗が生き生きと成長し始めていました。

## 【男鹿市安全寺地域】



長年作付けされていない農地を除き、ほぼ全ての水田で作付けされており、みごとな田園風景となっています。畔の草刈りも丁寧に行われ、きれいに整備されています。

## 棚田地域振興法制定の経緯

棚田は、食料の供給だけでなく、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、美しい景観の形成、伝統文化の伝承といった多面にわたる機能を持っている国民共有の財産です。

しかし、地形的に生産条件が悪いことから、棚田の維持には多大なコストを要するのが実情であり、人口減少や高齢化によって担い手不足

が進み、全国各地で棚田が荒廃の危機に直面しているのが現状です。

このような現状を受け、農業のみに着目した棚田の維持には限界があることを踏まえ、棚田を核とした地域振興を通じ、みんなで棚田を将来に継承していくという考えのもと令和元年8月16日に「棚田地域振興法」が施行されました。

## 指定棚田地域のメリット(主なもの)

棚田地域の振興に取り組むことによって、特定農山村法、山村振興法などの指定地域と同程度の優遇措置を受けることが可能です。

### ○指定棚田地域の指定によるメリット

- ①中山間地域等直接支払の対象地域になる。
- ②地域の実情に応じて幅広い用途に活用できる中山間地等直接支払交付金や、農業競争力強化基盤整備事業などの各種補助事業の補助率がかさ上げされる。

### ○さらに、棚田地域振興活動計画を作成し、認定された場合のメリット

- ①中山間地域等直接支払の棚田地域振興活動加算(1万円/10a)の対象となる。
- ②中山間地の特色をいかした多様な取組を後押しする中山間地農業ルネッサンス事業において、棚田地域振興活動計画の認定を地域別農業振興計画の認定とみなす。

東北農政局 秋田県拠点 地方参事官室

〒010-0951 秋田市山王7-1-5 TEL: 018-862-5611 FAX: 018-862-5340

URL : <https://www.maff.go.jp/tohoku/tiiki/akita/index.html> Eメール(総合窓口) : [sanjikan-info-ak@maff.go.jp](mailto:sanjikan-info-ak@maff.go.jp)